

番号：151192

国名：モザンビーク

担当部署：モザンビーク事務所

案件名：HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：アドバイザー
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年2月下旬から2017年4月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 5.73M/M、合計 6.58M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次現地	第1次国内	第2次現地	第2次国内	第3次現地
3日	43日	3日	58日	3日	28日

第3次国内	第4次現地	整理期間
3日	43日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月10日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jiac.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 10点
 - ④その他 学位、資格等 22点
- (計 100点)

類似業務	HIV/エイズ対策にかかる各種業務
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が推奨。

6. 業務の背景

モザンビークにおける最も多い死亡原因はマラリア疾患（28.8%）であり、次いでHIV/エイズ疾患（26.9%）によるものと報告されており（National Institute of Statistics, 2012）、HIV/エイズ成人感染率（15歳～49歳）は全国平均で11.5%（国家HIV/エイズ調査：INSIDA, 2009）と依然高い状況にある。地域別では、北部地域で5.6%、中部地域で12.5%、南部地域で17.8%となっており、従来北部地域は、地理的、経済的、文化的な要因で感染率は南部や中部地域に比較し低くなっていた。

しかしながら、最近実施された感染予測調査（Spectrum Study, 2014）によると、北部地域の大動脈であるナカラ回廊の大規模な経済開発により地域社会構造や人口分布が大きく変化すると同時に開発の負のインパクトが顕在化することが予想されている。北部地域ではHIVへの新規感染者数は減少せずに、2020年には国内で最大の新規感染が発生すると警鐘が鳴らされており、HIV/エイズ関連疾患による人的資源損失の軽減と、新規感染を食い止めるための予防対策が喫緊の課題となっている。

現行のHIV/エイズ対策は、第3次HIV/エイズ国家戦略計画（PENⅢ：2010-2014）及び国家HIV感染予防戦略（SAPHI：2010-2014）であり、国家エイズ対策委員会（CNCS）が、保健分野だけでなく教育省、女性・社会福祉省、スポーツ・青年省など様々な関係機関を巻き込んで分野横断的にエイズ対策の政策立案、調整及びモニタリング・評価を行っている。各州には州エイズ対策委員会（NPCS: Núcleo Provincial de Combate ao HIV/SIDA）が設置され、上記戦略に基づく地方分権による予防対策活動を推進するため、州レベルでの（1）調整、（2）コミュニケーション、（3）モニタリング・評価を実施することが期待されているが、実際には多くの州で州内の予防対策活動を効果的に展開する活動が行われていない。

JICAは技術協力「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト(2012.3-2015.3)」(以下「先行プロジェクト」)で、ガザ州のHIV新規感染者の数を減少させるためのガザ州エイズ対策委員会(NPCSガザ)の能力強化に取り組み、同州のHIV関連サービスに係るNPCSのセクター横断的な調整能力強化及びパイロット郡に対するHIV/エイズ対策の地方分権化において、一定の成果を上げた。

ガザ州のグッドプラクティスをNPCSガザがCNCSと共にナカラ回廊地域、とりわけ経済発展が著しく、人口が多いため感染者の絶対数が多く、かつ新規感染が急増しているナンプラ州のHIV/エイズ対策関係者へ普及させるための新たな技術協力が我が国に対し要請された。

これに対しJICAは、「HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー(2015.9-2015.11)」(以下「先行専門家」)を短期間派遣し、先行プロジェクトの成果および案件終了後のNPCSガザによる他郡への普及状況を検証・分析し、先行プロジェクトでの経験・教訓をどのように本協力でナンプラ州に普及させるかを同州におけるHIV/エイズ対策に関する基礎情報を収集した上で、C/Pと協議し、3年間の活動計画案を作成した。また、NPCSガザの支援によるナンプラ州エイズ対策委員会(NPCSナンプラ)及び同州パイロット郡に対する研修のニーズを把握するとともに、今後派遣が予定されているブラジルからの短期専門家の活動計画案を立案した。

これらの先行専門家による活動を基に、本アドバイザーの派遣により、ナンプラ州におけるHIV/エイズ対策に係るNPCSナンプラの組織強化を目指すため、NPCSナンプラ及びパイロット郡HIV/エイズ対策フォーカルポイント(FP)に対する能力強化研修を実施し、支援型監督を通じてフォローアップ、モニタリングを行うことで、同州に対する協力を実施する。

また、ナンプラ州におけるHIV/エイズ予防に関する現地語のIEC教材等のコミュニケーションツールを活用し、予防啓発を支援する。さらに、本協力の成果をナカラ回廊地域の他のNPCSや市民団体等へ普及させ、案件終了後も周辺地域で持続的な組織強化が行われるための体制構築を支援する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、先行プロジェクトのC/Pに対し、先行プロジェクトに引き続いて「日伯パートナーシッププログラム(JBPP)」に基づき派遣されるブラジル人短期専門家とブラッシュアップ研修を実施した後、NPCSガザとともにNPCSナンプラ及びパイロット郡のFPに対する能力強化研修を実施し、支援型監督を通じてフォローアップ、モニタリングを行う。

また、既存の研修教材を活用しつつ、州内のHIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修(3ヶ月毎、テーマは計画立案、モニタリング・評価、調整、データベース等)を実施し、州のセクター横断的コーディネーション会議で、セクター間の情報と教訓を共有する。

一方、安全な性行為のための行動変容を促すために、HIV/エイズ予防に関するIEC教材の現地語での作成、既存教材の現地語への翻訳の必要性を検討し、IEC教材等の普及を支援するとともに、男性用及び女性用のコンドームの適切な使用方法に関する啓発や適切な配布・管理方法について研修を行う。

具体的な担当事項は次のとおり。

- (1) 国内準備期間（2016年2月下旬）
 - ① モザンビークにおける JICA のこれまでの協力に係る関係資料（先行プロジェクト事業完了報告書及びプロジェクト活動報告書、ならびに先行専門家業務完了報告書）を確認し、協力成果の内容について把握する。
 - ② モザンビークにおける HIV／エイズ対策の政策文書や関連文書を収集・分析し、同国の HIV／エイズ対策に関する政策、現状及び課題について把握する。
 - ③ 業務計画書（和文・葡文または英文）を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- (2) 第1次現地派遣期間（2016年2月下旬～2016年4月中旬）
 - ① 現地業務開始時に国家エイズ対策委員会（CNCS）及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
 - ② 先行プロジェクトの C/P である NPCCS ガザ及びパイロット郡の FP を訪問し、JBPP の取り決めに基づき3月上旬から2週間派遣されるブラジル人短期専門家とともに先行プロジェクト終了後の現況把握を行い、ブラッシュアップ研修を実施する。（ブラジル人専門家が「計画・立案」「モニタリング・評価」「支援型監督」の講師となり、本アドバイザーは、研修ファシリテーターの役割を担う。）
 - ③ NPCCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対して実施する研修（HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価、支援型監督等）の計画を上述ブラジル人専門家とともに策定する。
 - ④ NPCCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対して上述計画に基づいた研修を行う。
 - ⑤ 主に NPCCS ナンプラ、州の HIV／エイズ対策関係各局に対して、既存の研修教材を活用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修（3ヶ月毎、テーマは計画・立案、モニタリング・評価、調整、データベース等）を実施する。
 - ⑥ 上述の HIV／エイズ対策関係部局（とりわけ、州保健局及び教育局）に関する基礎情報を収集、分析、更新する。
 - ⑦ 州内で活動する HIV/エイズ対策実施団体の情報を収集、分析、更新する。
 - ⑧ 上述の実施団体等の情報を CNCS のホームページや NPCCS ナンプラのニューズレターに掲載するために、NPCCS ナンプラに助言を行う。
 - ⑨ テーマ別の技術作業部会（調整、計画立案、モニタリング・評価、コンドーム、コミュニケーション等）において技術的支援を行う。
 - ⑩ 州内のエイズ予防に関する既存の IEC 教材の一覧表作成を支援する。
 - ⑪ HIV/エイズ対策にかかるテレビやラジオ番組及び学校対抗歌・ダンスコンテスト等におけるテーマ及び討論内容を検討する。
 - ⑫ NPCCS ナンプラに対し、執務環境の整備・改善へ向けたアドバイスを行う。
 - ⑬ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書案（葡文または英文）を作成し、CNCS、NPCCS

ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(3) 第 1 次国内作業期間 (2016 年 4 月中旬～2016 年 8 月上旬)

- ① 第 1 次現地業務結果報告書 (和文) を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- ② 第 1 次派遣活動を踏まえた第 2 次現地派遣の業務計画書 (和文・葡文または英文) を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(4) 第 2 次現地派遣期間 (2016 年 8 月上旬～2016 年 10 月上旬)

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② 主に NPCCS ナンプラ及び州の HIV/エイズ対策関係各局に対して、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修 (3 ヶ月毎、テーマは計画立案、モニタリング・評価、調整、データベース等) を実施する。(第 1 次現地派遣期間に実施した研修の復習を含む)
- ③ NPCCS ナンプラ及びパイロット郡の FP が主体となって行う郡における研修 (HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価等) 実施を支援するとともに、支援型ファシリテーション・監督を行う。
- ④ パイロット郡の地域指導者に対し、HIV/エイズの基礎知識にかかる研修を実施する。
- ⑤ 州内で活動する HIV/エイズ対策実施団体の情報を CNCS のホームページや NPCCS ナンプラのニューズレターに掲載するために、NPCCS ナンプラに助言を行う。
- ⑥ エイズ予防に関する IEC 教材の現地語による作成及び既存の教材の現地語への翻訳の必要性を検討し、必要に応じて現地語作成へ向けた助言を行う。
- ⑦ 本協力の成果を他の州や団体と共有するための計画を作成する。
- ⑧ NPCCS ナンプラ及びパイロット郡の FP 等を対象にして、男性用及び女性用のコンドームの適切な使用方法に関する啓発ならびに配布・管理方法について研修を行う。
- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (葡文または英文) を作成し、CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(5) 第 2 次国内作業期間 (2016 年 10 月上旬～2016 年 11 月上旬)

- ① 第 2 次現地業務結果報告書 (和文) を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- ② 第 2 次派遣活動を踏まえた第 3 次現地派遣の業務計画書 (和文・葡文または英文) を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(6) 第 3 次現地派遣期間 (2016 年 11 月上旬～2016 年 12 月上旬)

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② 主に NPCCS ナンプラ及び州の HIV/エイズ対策関係各局に対して、既存の研修教材を活

用しつつ、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修（3ヶ月毎、テーマは計画立案、モニタリング・評価、調整、データベース等）を実施する。（第2次現地派遣期間に実施した研修の復習を含む）

- ③ ナンプラ州のセクター横断的コーディネーション会議開催を支援する。
- ④ テーマ別の技術作業部会（調整、計画立案、モニタリング・評価、コンドーム、コミュニケーション等）において技術的支援を行う。
- ⑤ NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対して研修（HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価、支援型監督等）を行う。（第1次現地派遣期間に実施した研修の復習を含む）
- ⑥ 州内で活動する HIV/エイズ対策実施団体の情報を CNCS のホームページや NPCS ナンプラのニューズレターに掲載するために、NPCS ナンプラに助言を行う。
- ⑦ エイズ予防に関する IEC 教材の現地語による作成及び既存の教材の現地語への翻訳へ向けた助言を行う。
- ⑧ HIV/エイズ対策にかかるテレビやラジオ番組及び学校対抗歌・ダンスコンテスト等におけるテーマ及び討論内容を検討する。
- ⑨ 本協力の成果を他州、CNCS、ドナー及び市民社会と共有するためのワークショップを開催する。
- ⑩ NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP 等を対象にして、男性用及び女性用のコンドームの適切な使用方法に関する啓発ならびに配布・管理方法について研修を行う。
- ⑪ 次回派遣予定（2017年3月）のブラジルからの短期専門家の活動計画案を作成する。
- ⑫ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（葡文または英文）を作成し、CNCS、NPCS ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(7) 第3次国内作業期間（2016年12月上旬～2017年2月上旬）

- ① 第3次現地業務結果報告書（和文）を、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。
- ② 第3次派遣活動を踏まえた第4次現地派遣の業務計画書（和文・葡文または英文）を作成し JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

(8) 第4次現地派遣期間（2017年2月上旬～2017年3月中旬）

- ① 現地業務開始時に CNCS 及び JICA モザンビーク事務所に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA モザンビーク事務所に対し進捗報告を行う。
- ② 主に NPCS ナンプラ及び州 HIV/エイズ対策関係各局に対して、州レベルの HIV/エイズ対策調整能力強化に向けた定期研修（3ヶ月毎、テーマは計画立案、モニタリング・評価、調整、データベース等）を実施する。（第3次現地派遣期間に実施した研修の復習を含む）
- ③ 州内で活動する HIV/エイズ対策実施団体の情報を収集、分析、更新する。
- ④ 上述の実施団体等の情報を CNCS のホームページや NPCS ナンプラのニューズレターに掲載するために、NPCS ナンプラに助言を行う。

- ⑤ テーマ別の技術作業部会（調整、計画立案、モニタリング・評価、コンドーム、コミュニケーション等）において技術的支援を行う。
- ⑥ ブラジル人専門家とともに、NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP に対してブラッシュアップ研修（HIV/エイズ対策の郡レベルへの普及に向けた計画立案、モニタリング・評価、支援的監督等）を実施する。
- ⑦ NPCS ナンプラ及びパイロット郡の FP が主体となって行う郡における研修実施を支援するとともに、支援型監督を行う。
- ⑧ 相乗効果を図るために、ドイツ開発公社（GIZ）のプロジェクトにおけるパイロット郡の FP が主体となって行う郡における研修に対して支援型監督を行う。
- ⑨ エイズ予防に関する現地語 IEC 教材の普及を支援する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書案（葡文または英文）を作成し、CNCS、NPCS ナンプラ及び JICA モザンビーク事務所に提出し、現地業務報告を行う。

(9) 帰国後整理期間（2017年3月中旬～2017年3月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書を作成し、JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所へ提出する。

8. 成果品等

- (1) 業務計画書（全体及び各派遣時）
 - 葡文または英文 3 部（CNCS、NPCS ナンプラ、JICA モザンビーク事務所）
 - 和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）
 - 葡文または英文 3 部（CNCS、NPCS ナンプラ、JICA モザンビーク事務所）
- (3) 専門家業務完了報告書
 - 和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA モザンビーク事務所）

上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 日本・マプト間往復航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上のこと）。
 - 航空経路は、成田⇒香港またはシンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒香港またはシンガポール⇒成田を標準とする。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費：
- ・ 資料等作成費：
- ・ C/P旅費
- ・ 業務従事者のモザンビーク国内航空賃
- ・ ワークショップ開催経費等

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は、第1次派遣（2016年2月29日～4月11日）、第2次派遣（2016年8月6日～10月2日）、第3次派遣（2016年11月6日～12月3日）、第4次派遣（2017年2月4日～3月18日）を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 便宜供与内容

モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港までの送迎：あり（第1次派遣のみ）
- イ) 宿舎手配：あり（第1次派遣のみ）
- ウ) 車両借上げ：なし（ただし、プロジェクト車両の使用が可能）
- エ) 通訳傭上：あり
- オ) 現地日程のアレンジ：あり（第1次派遣のみ）
- カ) 執務スペースの提供：モザンビーク事務所、ナンプラフィールドオフィス内スペース

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループ保健第二チーム（TEL:03-5226-8382）にて配布します。

- ・ 「ガザ州エイズ対策委員会能力強化プロジェクト」業務完了報告書
- ・ 「モザンビーク国HIV/エイズ対策システム強化アドバイザー業務」専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000006868>) で公開されています。

(3) その他

- ① 語学力は「英語」としていますが、ポルトガル語ができることが望ましいです。
- ② 実務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ③ 本業務においては、年度をまたぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要ありません。
- ④ モザンビークでの作業においては、当機構が規定する安全管理措置を遵守するとともに、当機構総務部安全管理室及びモザンビーク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ⑤ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施してください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談ください。

以上